

八幡平市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（令和7年5月実施分）の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和7年7月9日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和7年 5月19日 (月)	花き研究開発センター	10：30 ～ 12：00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13：15 ～ 16：30	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
5月20日 (火)	議会事務局	9：00 ～ 9：45	議会議事堂 理事者控室
	農業委員会事務局	10：00 ～ 10：45	
	上下水道課（一般会計）	11：00 ～ 11：45	
	会計課	13：00 ～ 13：45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14：15 ～ 16：15	西根地区市民センター 娯楽・高齢者休養室
	監査委員事務局	16：30 ～ 17：15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村 山 巧
監査委員 岩 根 修 象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和6年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既の実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 花き研究開発センター

① 温室遮光幕・A棟換気設備等交換工事の工事工程表について

ア 完成検査の遅延について【注意事項】

令和6年10月15日付けで建設工事請負契約を締結した「温室遮光幕・A棟換気設備等交換工事」について、工事受注者から同日付けで着手届と工事工程表が市に提出されているが、当該書類間及び同一書類の中で不整合が見られる。1点目は、工事請負契約書及び着手届の工事期間が令和6年10月15日から令和7年1月17日までとなっているのに対して、工事工程表の工事期間が令和6年10月15日から令和7年1月15日までとなっている。2点目は、当該工事工程表に記載されている工事期間は上記のとおりであるが、工種ごとに図示されている工事期間を見ると10月から12月までとなっており、12月の初めに記載されている予備日以降、工事の予定は図示されていない。一方、完成届には、市への提出年月日が令和7年1月10日と記載され、修繕の期間は令和6年10月15日から令和7年1月17日までとなっている。工事受注者からの完成届の提出が遅れたことについて、当センターは、「当初、業者からは、12月20日に完成届の提出があったものの、記載事項等に誤りがあり再度提出を求めたが、年末年始休暇を挟んだため、再提出されたのは1月10日であったことから、実際の工事終了から完成検査までの期間が空いてしまった。」と説明しているが、工事の完成から約1か月経過しての完成検査は、発注工事の

進行管理上問題がある。今後においては、工事受注者に対する指導監督を適切に行い、業者から提出される書類の記載内容について、不整合や誤記載等がないかを吟味し、不備な書類があった場合は差し戻して再提出させるなど、適正な事務の執行に努めるとともに、発注工事の進行管理を適切に行い、完成検査を適時・適切に実施すること。

イ 不備な「完成届」の受理について【注意事項】

完成届に工事の受注者である会社名が記載されていないにもかかわらず、これを受理している。このことについて、当センターは、「完成届を受理する際に会社名の記載が無いことを見落として受理してしまった。」と説明している。また、当該工事は請負工事であるにもかかわらず、「完成届」には「修繕」と記載されており、これについて、当センターは、「完成届の記載内容をよく確認しないまま、記載誤りに気付かずに受理してしまった。」と説明しているが、これらの必須事項の未記載や誤記載を見落してしまったことについては、公文書に対する組織全体のチェック意識が希薄であると言わざるを得ない。今後においては、担当者はもとより、決裁権者を含めて、組織全体で公文書に対するチェック意識を高め、その機能を強化して、不備な書類があった場合は差し戻して再提出させるなど、適正な事務の執行に努めること。

② 預金通帳における出金内容の未記帳について【意見又は留意事項】

資金前渡金を一時的に保管するための資金前渡職員名義の預金通帳を確認したところ、金融機関で自動的に記帳されている箇所以外、出金内容が預金通帳に記帳されていない。出金内容が分からないため、その都度、帳簿等と照合してその内容を確認しなければならず、事務的に不効率である。また、出金内容を「見える化」することにより、日頃の資金管理業務においても合理的である。今後は、金融機関による自動記帳がされていない箇所については、手書きによる記帳を励行されたい。

(2) 安代総合支所及び田山支所

① 窓口受領現金に係る記録簿の確認者押印欄について【意見又は留意事項】

窓口等で受領した現金の記録簿について確認したところ、取扱担当者の確認押印欄は設けられているが、所属長の確認押印欄が設けられていないため、所属長による確認押印が行われていない。現金の適正管理の観点から、同記録簿の様式を修正して所属長の確認押印欄を設け、窓口受領現金の適正な管理に努められたい。

(3) 田山スキー場

① リフト券売上現金を入金するための「リフト券売上（合計）」及び「内訳表」の記録簿の確認者押印欄について【意見又は留意事項】

田山スキー場におけるリフト券の売上現金の内訳を記載して入金するための「リフト券売上（合計）」及び「内訳表」の記録簿について、取扱担当者及び田山スキー場支配人が確認押印する様式になっていない。これら記録簿の様式を修正して取扱担当者及び同支配人の確認押印欄を設け、リフト券売上現金の適正な管理に努められたい。